

# 直結增壓給水裝置取投要綱

那霸市上下水道局

## 直結増圧給水装置取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、那覇市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程第3条第2項の規定にかかわらず、配水管の水圧を利用した直結増圧給水装置による直結増圧給水を行うことにより受水槽の設置を減らし、安全でおいしい水道水の供給、省エネルギーの推進と受水槽設置スペースの有効活用による需用者へのサービス向上を目的とする。

### (条件)

第2条 直結増圧給水装置による直結増圧給水ができる条件は、次のとおりとする。

- (1) 直結増圧給水装置設置場所の最小動水圧が、直結増圧給水装置の機能を十分に維持できる数値を確保できる地域であること。
  - (2) 建物の階数は、10階までとすること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める場合には、10階を超えて承認することができる。
  - (3) 水理計算により直結増圧給水装置を使用した直結増圧給水が可能であると判断できること。
  - (4) 直結増圧給水により、付近の給水圧が低下して支障をきたさないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は直結増圧給水の対象外とし、受水槽方式とする。

- (1) 一時的に多量の水を必要とする施設
- (2) 常時一定の水圧及び水量を必要とする施設
- (3) 災害時に断水による影響が大きい病院及び避難所となる公共施設
- (4) 危険な物質を取り扱う工場や施設
- (5) 断・減水時にも一定の保安用水を必要とする施設
- (6) その他管理者が受水槽を必要と認めた施設

### (構造及び機能)

第3条 直結増圧給水装置の構造及び機能は、次のとおりとする。

- (1) 給水管を分岐する配水管の口径は、原則として 75 mm 以上とする。
- (2) 分岐する給水管の口径は、20 mm から 50 mm とする。ただし、分岐する配水管の口径より2口径以下の口径とする。
- (3) 直結増圧給水装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響がなく安定した給水ができるものであること。また、直結増圧給水装置の自動停止圧をポンプ流入圧0.05 MPa、自動復帰圧をポンプ流入圧0.10 MPaに設定すること。
- (4) 逆流防止対策として、直結増圧給水装置の上流側に水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合した減圧式逆流防止装置を気象災害等により水没しない場所に設置すること。
- (5) 給水管の管内流速は、2.0 m/sec 以下とすること。
- (6) 直結増圧給水装置の上流側と下流側の配管口径は、メータと同口径以下とすること。
- (7) 直結増圧給水装置の故障時のためにチェック用散水栓、バイパス管、バイパスバルブ

を設けること。また、チェック用散水栓にはキー付伸縮止水栓を設けること。

(8) 直結増圧給水装置の瞬時的使用の最大流量は、次の表の範囲内とすること。

メータ口径	瞬時的使用の最大流量
20mm	38リットル/min
25mm	59リットル/min
40mm	151リットル/min
50mm	236リットル/min

(9) 既設給水装置に直結増圧給水装置を取り付ける場合には、配管材料が施工当時の水道法に基づく給水装置の構造及び材質基準に適合した製品であれば承認する。ただし、水質試験（味、臭気、色度、濁度）及び耐圧試験（0.74MPa/30min）を実施し、異常がないことを条件とする。

#### (設置位置)

第4条 直結増圧給水装置の設置場所は、原則として1階とする。

2 屋外に設置する場合は、気象災害対策等を行うこと。

3 水質を汚染する恐れのある場所には設置しないこと。

#### (維持管理)

第5条 直結増圧給水装置の維持管理は、正常な機能を維持するため、専門業者を選任し、年1回以上の点検を所有者の責任で行うものとする。

また、上下水道局が行う計画的又は緊急的な配水管等の断水については、直結増圧給水装置の所有者はその作業が円滑に実施できるよう協力するものとし、これらの断水に伴う直結増圧給水装置の停止、復旧作業等の保守管理費用は、所有者の負担とする。

#### (事前協議)

第6条 直結増圧給水装置を設置する場合は、直結増圧給水装置協議申請書及び添付書類等を提出し給水工事係と事前協議を行うこと。

#### (変更)

第7条 所有者、使用者又は維持管理専門業者に変更がある場合は、変更届を給水工事係へ提出すること。

#### (承認取消)

第8条 管理者は、第5条の規定に違反した場合は、直結増圧給水装置の使用の承認を取り消すことができる。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、直結増圧給水装置の設置に関し必要な事項については、那覇市上下水道局「工事標準仕様書」を遵守し、給水工事係と調整の上、その指示に従うこと。

付 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。